

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第44回）議事概要

### 1 日時

令和元年11月25日（月）午後3時から午後4時55分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

（委員）別紙のとおり

（説明者）札幌地方裁判所総括執行官，同民事部総括主任書記官

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官，同事務局長，同事務局次長，同総務課長，同総務課課長補佐

### 4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所長から，前回の委員会で裁判員裁判への出席率を向上させる取組として委員から提案された子供に対する法教育の充実に関して，現在の札幌地方裁判所の取組について報告しました。
  - (2) 札幌地方裁判所総括執行官及び同民事部総括主任書記官から，別添レジュメ及び別添資料1から3までに基づき，執行官の関与する強制執行手続について説明しました。
  - (3) 次回の委員会では，「裁判所における防災対策」をテーマとして協議する予定になりました。
- （議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

### 【執行官の関与する強制執行手続について】

- (1) 札幌地方裁判所長から、前回の委員会で裁判員裁判への出席率を向上させる取組として委員から提案された子供に対する法教育の充実に関して、札幌市が主催するカルチャーナイトに参加した機会や裁判所の出前講義の機会などを利用して、子供たち、またその保護者に対して、裁判所、裁判員裁判を始めとした裁判制度についての説明をできるだけわかりやすく説明を行うなど、様々な工夫をして、司法制度に触れてもらえるよう取り組んでいることを報告した。
- (2) 札幌地方裁判所総括執行官及び同民事部総括主任書記官から執行官の関与する強制執行手続について説明した。
- (3) 質疑応答及び協議
  - 執行官になるために試験はあるのでしょうか。また、札幌地裁には執行官が何人いるのでしょうか。手数料は1件あたりいくらで、その手数料はどこから出てくるのでしょうか。
  - 試験については、採用に際し、書面による審査の後、面接を行っています。
  - 執行官の人数ですが、現在、札幌地裁管内に10名います。内訳は札幌地裁本庁に8名、苫小牧支部に1名、室蘭支部に1名です。平成20年頃には19名の執行官がいましたが、事件数の減少とともに執行官の数も減少して現在に至っています。手数料は債権者が納付し、その額は最高裁判所が定めています。
  - 手数料の額については、最高裁判所規則に定めがあり、事件の種類ごとに1件当たりの額が決まっています。
  - 執行官の給与が手数料制であることの良い点は何ですか。また、手数料制にするか給与制にするかについては、どのような議論があるのですか。
  - 執行官制度ができるかなり前にその議論があり、当初は給与制にする意見が多かったのですが、その後議論を経て手数料制との結論になったようです。
  - 大変失礼かもしれませんが、執行官が19人から10人になったのは、事件数のみではなく、執行官の収入を考慮したという側面はあるのでしょうか。
  - 現実の収入から言いますと、手数料制であるため、事件数が減ると相対的に収入が減ります。一方で、人数については、給料が少ないから人数を減らしているのではなく、事件数が少なくなったため、それに見合った人数となったものです。
  - 執行官は兼職をしてもよいのですか。
  - 兼職は禁止されています。
  - これまでの説明の中で、執行官が市の生活保護課と連携することがあるとのこと

でしたが、何か御感想等はありませんでしょうか。

- 市税や国保料の徴収等については強制執行性が高いのですが、公徴部門では職員が市民目線に立っていない仕事の進め方をしているなどのクレームが入ってきます。執行官も現場で御苦勞があつて、そういった苦情が裁判所に入って、業務全体の問題にならないのかという点を疑問に思いました。
- 全体として、「過酷執行ではないか。」と言われたケースが以前はあったと聞いています。しかし、現在はありません。
- 転居先のない方の明渡しを行った際、生活保護課等に事前にそういう方がいるという調査をして、住宅の確保をしているのでしょうか。
- 明渡しの執行は2段階あり、1番目に催告という手続があります。これは執行官が債務者に対し任意に明け渡すようお願いする手続です。単にお願いするのではなく、債務者に強制執行告知書という書類を渡します。その段階で債務者がいれば事情を伺い、行くところがない生活保護受給者であるときは、生活保護課に相談に行くよう勧めます。生活保護受給者ではなく、どうしても次の住宅が見つからない場合には、執行官は、把握している保護センターに声をかけて、2番目の手続である断行という荷物を出す手続の際に、保護センターに行っていただくか、保護センターの職員に来ていただき債務者を案内してもらいます。
- 債務者に納得していただくという点に関し、説得能力のスキルアップという点で御意見はありますか。
- 何年か前に、保全執行に立ち会った際の執行官は見事でした。共同住宅のうち3部屋ほどを占拠していた債務者の荷物を外に移す手続で、結構荒っぽい債務者だったのですが、執行官はスマートに説明をされました。所轄の警察官が10人ほど臨場するような状況の中、強制執行の権限を持っておられるのですが、それを前面に出さずに、債務者の権利に配慮して、柔らかい物腰での説明をするなど、非常にうまく行っていたため、私の方からスキルアップなどということ申し上げることはありません。執行官がそういう場数を踏んでいるな、ということを実際の体験で思いました。
- ご自身の仕事上で、このように話すとなんて納得していただけるということがありますか。
- こういう風に話したら、というのはあまり思い浮かびません。仕事柄、執行というと不動産の賃料の滞納による建物明渡を思い浮かべるのですが、執行まで行ってしまう方は何か主張があつて争っているというよりも、とにかくお金がないのでどうしようもない、という方が多いような気がしています。特に若い方かもしれませんが、面倒だから裁判には関わりたくなくて放置してしまつて、そこまで流れてし

まうというのが多いような気がします。裁判を起こされて放置すると、執行官が家まで来て解錠をされてしまう可能性があるということをもっと一般の方に知ってもらう必要があると思います。若い方だとインターネットで情報を得るので、動画を作成し、裁判を放置していたら、ある日執行官が来ましたという内容をネットにアップすると見るのではないかと思います。個人個人の執行官の努力というよりは、放置しないように、あるいはそれ以前に裁判を起こされないように、という執行以前のことを知ってもらうのが私たちの仕事ではあるのですが、事前に相談くださいということに繋がるような何かがあればいいと思いました。

■ 今おっしゃっていただいたような方が当事者となったことはありますか。

□ 債務者のところに行くと、「どうにかならんのか。」と言われることはあります。その場合には、「裁判の段階で出てきていただければ、原告も譲歩してくれたかもしれないですね。」ということもあります。今、おっしゃっていただいた動画のようなものがあれば、執行官は現場での説明が楽になるかもしれません。

(4) 札幌地方裁判所総括執行官及び同民事部総括主任書記官から民事執行法改正の影響について説明した。

(5) 質疑応答及び協議

○ ハーグ条約の実施に当たって、弁護士会でも専門の委員会を作って取り組んでいます。同委員会によると、札幌だけではなく国内でハーグ条約に基づく執行はかなり数が少ないとのことでした。委員会メンバーの分析では、日本は法整備が遅れていて、子供が連れていかれるとハーグ条約による強制執行をしてもあまり効を奏しないので、予防的措置としていわゆる水際作戦として子供の監護親を被監護親のいる国から脱出できないようにしたものだから、実際には執行の数が少ないのではないかと、とのことでした。そのあたりがどうなのか、裁判所で認識していることがあれば教えていただきたいです。

□ 国際的な事件は、東京と大阪に管轄があり、私が聞いたところでは、今まで東京に2件、大阪に1件あったとのことでした。

○ 権利関係ということでどちらかの親に付くべきで、一方から離すというような場合に、子供が納得しないから結果的に執行不能になったときに、権利関係は変えざるを得ないのでしょうか。

■ 執行不能であれば任意で話し合いをするという例が多いのではないかと思います。債権者（申立人）の方からこれ以上はいいです、とおっしゃられることもあると伺っています。

○ 子供が嫌がることは結局できない。それを第三者である執行官が子供を説得するのは、なかなか簡単なことではなくて、そうすると親なり周りの親族なりに理解し

でもらって説得してもらおうのかな、という気がしています。親とか周りの親族等にどれだけ丁寧に説明できるのかという話だと思います。

- 非常に重い事件で、私も家庭裁判所で取り扱ったことがあるのですが、どちらの親に育てさせるかを決めるときには、子供の意見は聴きます。ですが、子供の意見は参考として、こちらで決めたほうがいいだろうということがあります。そうした場合は子供の意思を無視した執行は現実として難しくなるだろうということです。今お話がありましたように、子供と親だけではなく、周り、社会全体でどうやってその子供を見ていくか、というところに広げていかないと現実的には難しいと考えています。
- そもそも債権者、債務者というのは離婚調停の場とかで確定していくものなのですね。
- 離婚した場合は父親か母親のどちらかが単独で親権者になりますし、別居している夫婦の場合は共同親権になりますけれども、どちらの親が育てるかということで監護者の指定ということがあります。
- そこで当事者がなかなか納得いかない場合、何をもって債権者としてこのような申立てをするのでしょうか。債務者というのは離婚調停の場とかで確定していくものなのですか。
- 親権者と指定された人、監護者と指定された人のところに子供がいれば問題ないのですが、相手のところにいる場合に債権者として申立てをします。
- 言わずもがなの話とは思いますが、今子供の虐待とか子供の人権はこれまで以上に世の中が敏感になっています。来年からの法律改正でますます子供の立場は敏感になっていきます。現場の人も敏感に感じるようになるのかという感想です。
- 市民感覚という点では、執行を円滑にというよりは、子の存在をしっかりと見つけてあげるということで、こういう場所をしっかりと選ぶということが重要だと思います。
- 自宅での執行の際、相手方の親の帰りを夕方遅くまで待っていて、臨床心理士や開錠のことも考えて警察官などが準備して、かなり大人数で行くので、かえって心身に影響を及ぼすようなことで良くないのではないかと、という考えもあります。執行場所を住居以外でも可能とする規定ができましたが、学校でも同様に心身への影響を考える、ということになるのでしょうか。
- 今までに住居以外で執行したケースが何件かありました。それまでに審判前の仮処分を行ったとか、間接強制を行ったとか、他の手段を尽くしてもできない場合に、申立人の代理人弁護士から学校で行ってこないかという上申がありまして、執行官が資料を精査して学校で執行したケースが、非常に少ないですが、ありました。

(6) 札幌地方裁判所総括執行官及び同民事部総括主任書記官から執行官を取り巻く課題について説明した。

(7) 質疑応答及び協議

○ 本日の執行官の話では苦労話というのが多少出たのかもかもしれませんが、実施には強制的な執行をしないとならない場合が多々あり、危険なこともあるのか、と思いました。暴力団事務所の明渡しとか非常に危険だと思いますし、事務所ではなくても相手がそのような人であれば相当危険を伴うということもあるでしょう。警察の協力を得てやっているのかもかもしれませんが、執行官を守って強制執行ができる仕組みというものもあるのかもかもしれませんが、もっと充実させていけたらよいと思います。あと、国民の権利の実現ということを考えると、最終的に強制的に実現させるというところが、どこまで権利を担保されるのかと思っています。他の委員もおっしゃっていましたが、最終的には強制的に奪われるんだよ、ということがあるからこそ、その手前で任意に支払をすとか、明け渡すということもあると思うので、強制にならなくても執行官が最後に存在しているのは非常に重要であり、権利の実現の最後の砦なんだろうと思います。しかし、そのような重要な役割を果たされているにもかかわらず、国民からもあまり知られていないのではないかと思います。もっと知ってもらうことが重要なのではないかと思います。また、子の引渡しについて、皆さん子供の方から考えておられていましたが、私は反対方向から見ますが、要件を緩和すると、誘拐されたという申出がかなりの確率で出てくると思います。検察庁に直接そのような訴えが出てくるとは思いませんが、警察には出てくると思います。その場合、警察がよく知らないと、迷う、場合によっては間違える対応があり得ると思っています。路上で見ている一般の人からあらぬ疑いをかけられることもあるかもしれませんので、裁判所と警察の情報共有は必要だと思います。

□ 危害を加えられそうになることはありますし、債務者の方も様々な行動をとられる方がいます。執行官には記録の情報しかなく、単独で行くのが原則ですので、危害を加えられそうになった場合には逃げるようにしています。

【次回のテーマについて】

■ 委員会の前に、委員の方から各委員による意見交換の結果を裁判所の運営に反映しやすいテーマが良いという意見をいただきました。私もおっしゃる通りと思いますが、このようなテーマを取り扱いたいというものはありますでしょうか。なければ、私の提案ですが、今年は大規模の台風があり、去年は北海道も胆振東部地震があり、それに伴うブラックアウトもございました。裁判所としても災害が発生した場合に、来庁者の安全確保のために防災訓練をしたり、備蓄品の準備をしたり防災対策に取り組んでまいりましたが、かなり悩みながらやっている部分もございます。

皆さまからいろいろな御意見をいただき、裁判所の防災対策に役立てることができのではないかと思います、次回のテーマを「裁判所における防災対策」としたいのですが、いかがでしょうか。

- 防災対策は各組織の共通の課題と考えられることから適切なテーマだと思います。

(他に意見なし)

- それでは、「裁判所における防災対策」をテーマとしたいと思います。

【次回の予定について】

今回は、令和2年5月26日（火）午後2時30分から札幌地方裁判所で開催することとなった。

(別紙)

出席札幌地方裁判所委員会委員一覧

市原久幸	札幌地方検察庁総務部長
大賀浩一	札幌弁護士会弁護士
高木勝己	札幌地方裁判所部総括判事
高橋美幸	札幌司法書士会副会長
鄭真	株式会社北海道新聞社編集局報道センター一部次長
野田耕志	北海道大学大学院法学研究科教授
原島正衛	北星学園大学経済学部教授
本多知成	札幌地方裁判所長
前田周作	札幌市総務局広報部市民の声を聞く課長
三澤健	公益社団法人札幌消費者協会理事
向田陽一	北海道文化放送株式会社報道スポーツ局報道情報部長
八木橋眞規子	札幌民事調停協会理事

(五十音順敬称略)